

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	複製物提供申請書	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	複製物の提供を行うため	
記録項目	1 閲覧証番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 複製物の提供を申請する文書名・数量、6 複製箇所	
記録範囲	複製物提供申請者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申請書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ) 参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	出版掲載許可関係綴	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	申請内容が文書館の目的に合致するか、業務等に支障がないかを検討するため	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用する文書館 文書名・番号・表題・使用箇所、5 出版・掲載物または それに代わるもの、6 出版・掲載の目的 (使用する文書館文書が寄託資料であった場合に追加) 7 寄託者氏名、8 住所、9 電話番号	
記録範囲	出版掲載許可申請者、(対象が寄託資料の場合) 寄託者	
記録情報の収集方法	本人からの収集(申請書、承諾書)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口(総務部審査情報課) ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ)参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	出版掲載許可関係綴(行政文書資料課)	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	文書館(行政文書資料課)で所蔵する歴史公文書等を冊子等への掲載申請事務を適正に行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 掲載目的	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口(総務部審査情報課) ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ)参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	特別閲覧関係綴	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	利用に供していない文書等の閲覧が必要と認められる場合に特別に閲覧を許可するため	
記録項目	1 氏名、2 閲覧証番号、3 住所、4 電話番号、5 勤務先、6 勤務先電話番号、7 希望する特別閲覧等の種類、8 特別閲覧をする文書名・数量、9 特別閲覧等の目的、10 特別閲覧等の希望期日、11 複製を希望する文書の箇所（以下、寄託資料の場合追加項目）12 寄託者氏名、13 寄託者住所、14 寄託者電話番号	
記録範囲	特別閲覧を申請した者、特別閲覧を承諾した寄託者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申請、承諾書徴収）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	特別閲覧関係綴（行政文書資料課）	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	秘匿情報を含む歴史公文書を学術研究目的での閲覧申請に対して、閲覧・利用を適正に行うため。	
記録項目	1 氏名、2 閲覧証番号、3 住所、4 電話番号、5 勤務先、6 勤務先電話番号、7 希望する特別閲覧等の種類、8 特別閲覧をする文書名・数量、9 特別閲覧等の目的、10 特別閲覧等の希望期日、11 複製を希望する文書の箇所	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ) 参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	古文書調査員報告書綴	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	古文書の所在実態を把握するため	
記録項目	1 調査先、2 屋号、3 住所、4 電話番号、5 面接者（史料所蔵者など）、6 伝来事情、7 文書（文書群）の内容、8 文書（文書群）の保存整理状況	
記録範囲	古文書所在調査先（史料所蔵者）	
記録情報の収集方法	本人からの収集（報告書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	（所在地）①千葉市中央区市場町１－１ 南庁舎１階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	古文書調査員の選任	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	古文書調査員を選任し、年1回開催の古文書調査員会議を開催するため	
記録項目	1氏名、2担当区域、3住所、4電話番号、5職業・勤務先など、6古文書調査員就任年度、7報償費、8昨年度収蔵古文書の概要、9昨年度古文書所在調査結果、10古文書調査員の活動報告及び質疑応答、11古文書調査員会議旅費請求書	
記録範囲	古文書調査員	
記録情報の収集方法	本人からの収集（聞取り、関係資料参照）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	（所在地）①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	史料受け入れ関係綴（寄贈の部・寄託の部・一部返還）	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	古文書の寄贈（寄託）の受け入れのため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 寄贈（寄託）する文書名・数量、5 寄贈（寄託）する文書の概要	
記録範囲	史料寄贈（寄託）者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申込書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	閲覧証交付申請書	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	閲覧者の登録を行い、収蔵史料の出納業務に使用するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 提示された本人確認証、5 発行番号、6 有効期間	
記録範囲	閲覧証交付申請者	
記録情報の収集方法	本人からの収集（申請書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	閲覧請求票	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	歴史公文書の閲覧業務を適正に行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 提示された本人確認証、5 発行番号、6 有効期間	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ)参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	行政資料有償頒布申込書綴	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書館	
個人情報ファイル等の利用目的	行政資料の購入希望者に対して、頒布及び発送業務を適正に行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 行政資料名、5 冊数	
記録範囲	申込者	
記録情報の収集方法	本人からの申込	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口（総務部審査情報課） ②文書館	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html (千葉県ページ) 参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	行政書士試験実施結果ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部政策法務課	
個人情報ファイル等の利用目的	行政書士試験受験者の記録、合格証明書の発行及び再発行を行う際の合格者を特定するため。	
記録項目	1受験番号 2氏名 3 性別 4 生年月日 5郵便番号・住所 6 試験成績	
記録範囲	行政書士試験受験者	
記録情報の収集方法	一般財団法人行政書士試験研究センターからの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口 (総務部審査情報課) ② (総務部政策法務課)	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ②千葉市中央区市場町 1－1 中庁舎 7 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル □有 □無	
行政機関など匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	行政書士試験合格者検索システム	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部政策法務課	
個人情報ファイル等の利用目的	合格証書の発行及び再発行を行う際、合格者の特定を行うため。	
記録項目	1氏名 2生年月日 3 住所 4合格年度及び番号	
記録範囲	行政書士試験合格者	
記録情報の収集方法	一般財団法人行政書士試験研究センターからの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ①総合窓口 (総務部審査情報課) ② (総務部政策法務課)	
	(所在地) ①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ②千葉市中央区市場町 1－1 中庁舎 7 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	損害賠償関係事務進行管理表	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部政策法務課	
個人情報ファイル等の利用目的	県が損害賠償の責を負う事故に係る損害賠償の事務の進行管理のため。	
記録項目	1 事故発生所属・機関、2 事故発生日、3 事故発生場所、4 氏名、5 損害賠償額、6 事故態様、7 過失割合、8 事故報告日、9 審査会開催日、10 専決日、11 上程・報告議会、12 示談日、13 賠償金支払日、14 保険金調定日、15 事務完了日	
記録範囲	県が損害賠償の責を負う事故の当事者	
記録情報の収集方法	事故発生所属からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口 (総務部審査情報課) (所在地) 千葉市中央区市場町 1-1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	公益法人及び一般（移行）法人からの申請・届出等	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部政策法務課	
個人情報ファイル等の利用目的	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の適正な運用及び公益法人の事業の適正な実施の確保のため。 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の適正な運用及び移行法人の公益目的のための支出の適正な実施を確保するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所	
記録範囲	各申請・届出等を行った一般（移行）社団法人、一般（移行）財団法人、公益社団法人、公益財団法人の役員等	
記録情報の収集方法	本人（代理人）からの収集（申請・届出等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②千葉県総務部政策法務課公益法人班 別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、総務部政策法務課公益法人班（連絡先 043-223-2160）にお問い合わせください。	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ②千葉市中央区市場町 1－1 中庁舎 7 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—